

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

<p>特別管理産業廃棄物処理計画書</p> <p>平成30年 5月 11日</p> <p>大分県知事 広瀬 勝貞 殿</p> <p>提出者</p> <p>〒879-0308</p> <p>住 所 大分県宇佐市大字下高家2019</p> <p>氏 名 東九州電子工業株式会社</p> <p>代表取締役社長 京田 高裕</p> <p>電話番号 0978-33-3533</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	東九州電子工業株式会社
事業場の所在地	大分県宇佐市大字下高家2019
計画期間	平成30年4月1日 から 平成31年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	24：金属製品製造業
②事業の規模	製品出荷額： ー
③従業員数	66人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（平成29年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	廃酸	廃アルカリ	廃油
	排出量	0t	149.74t	16.72t	0t
	(これまでに実施した取組) ・不良率低減による廃棄物発生量の削減。 ・化学物質使用量の削減。				
②計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	廃酸	廃アルカリ	廃油
	排出量	1t	160t	16t	1t
	(今後実施する予定の取組) ・不良率低減による廃棄物発生量の削減。 (一部めっき工程の生産量増加により廃酸の排出量増加が予想されます。)				

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃液の種類ごとに配管、タンクが独立している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現状維持。

## (第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項					
①現状	【前年度（平成29年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	廃酸	廃アルカリ	廃油
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t
	(これまでに実施した取組) ・特になし。				
②計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	廃酸	廃アルカリ	廃油
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t
	(今後実施する予定の取組) ・特になし。				
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項					
①現状	【前年度（平成29年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	廃酸	廃アルカリ	廃油
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t
(これまでに実施した取り組み) ・特になし。					
②計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	廃酸	廃アルカリ	廃油
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t
(今後実施する予定の取組) ・特になし。					

## (第4面)

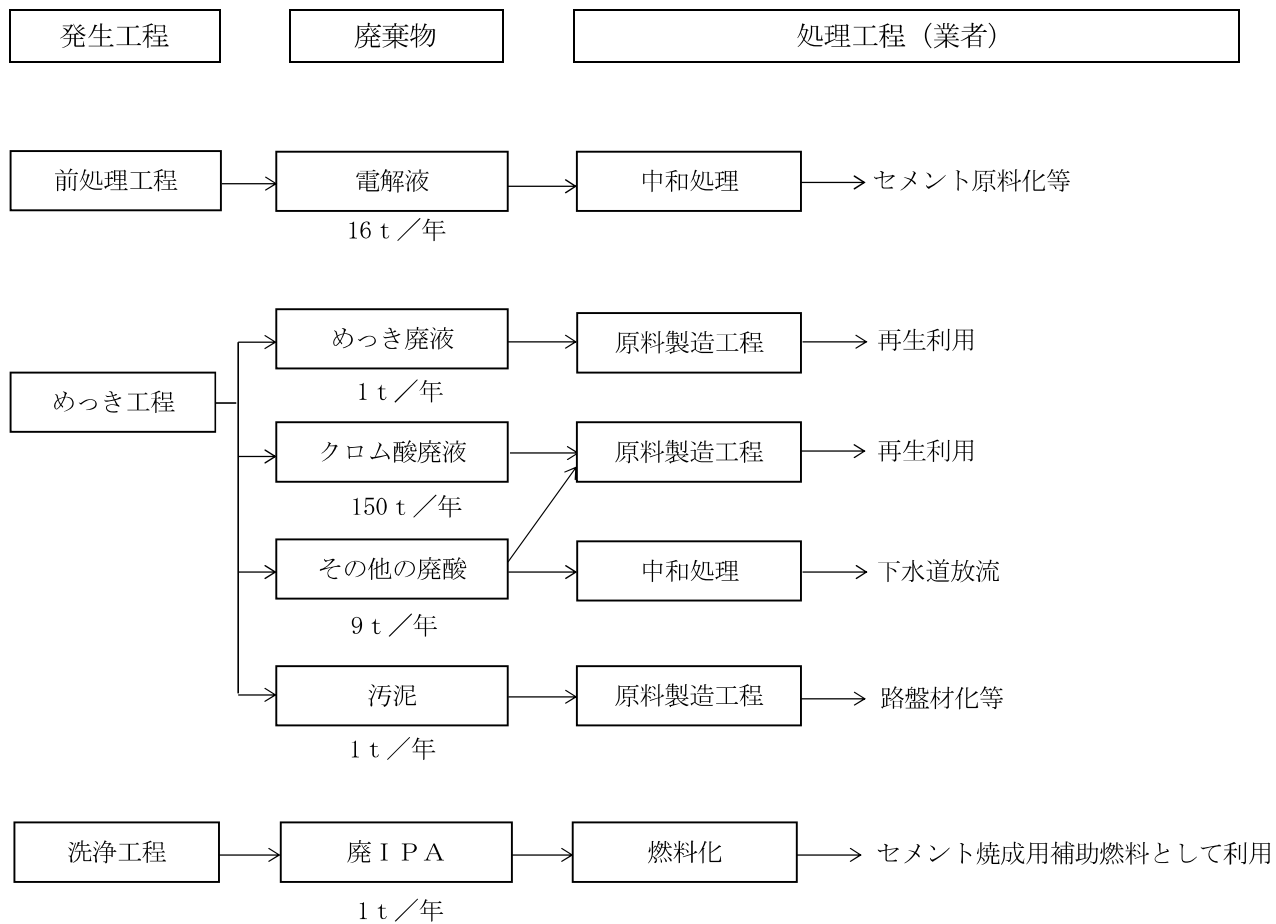
自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項					
①現状	【前年度（平成29年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	廃酸	廃アルカリ	廃油
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t
	(これまでに実施した取組) ・特になし。				
②計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	廃酸	廃アルカリ	廃油
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t
	(今後実施する予定の取組) ・特になし				
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項					
①現状	【前年度（平成29年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	廃酸	廃アルカリ	廃油
	全処理委託量	0t	149.74t	16.72t	0t
	優良認定処理業者への処理委託量	0t	143.61t	0t	0t
	再生利用業者への処理委託量	0t	149.74t	16.72t	0t
	認定熱回収業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t
	(これまでに実施した取組) ・定期的に処理委託業者の視察に行っている。				

②計画	<b>【目標】</b>				
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	廃酸	廃アルカリ	廃油
	全処理委託量	1t	160t	16t	1t
	優良認定処理業者への 処理委託量	1t	150t	0t	0t
	再生利用業者への 処理委託量	0t	151t	16t	1t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0t	0t	0t	0t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0t	0t	0t	0t
	(今後実施する予定の取組)  現状維持。				
※事務処理欄					

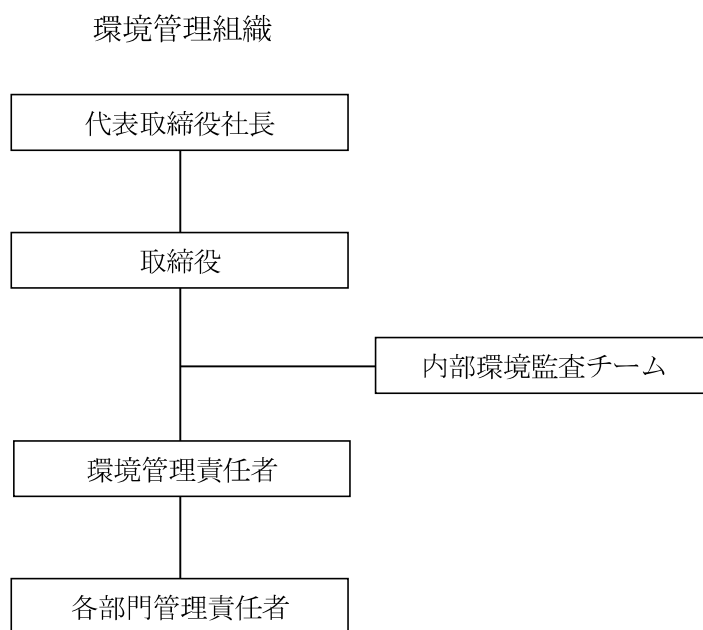
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

(別紙1) 廃棄物処理工程



(別紙2) 管理体制図





# 特別管理産業廃棄物処理計画

東九州電子工業株式会社

1. 会社の概要											
(1) 会社名	東九州電子工業株式会社										
(2) 資本金	3500万円										
(3) 従業員数	66人										
2. 事業の概要											
(1) 製造品出荷額	—										
(2) 製造概要	<p>主要生産品</p> <p style="text-align: right;">平成29年度実績</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>業務</th> <th>生産量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Sn-Biめっき (ICリードフレーム)</td> <td>1,997K個/年</td> </tr> <tr> <td>Ni-Crめっき (ナット「自動車部品」)</td> <td>15,920K個/年</td> </tr> <tr> <td>亜鉛めっき (ナット「自動車部品」)</td> <td>1,621,290kg/年</td> </tr> <tr> <td>無電化Niめっき (シャフト「プリンタ部品」)</td> <td>13,375K個/年</td> </tr> </tbody> </table>	業務	生産量	Sn-Biめっき (ICリードフレーム)	1,997K個/年	Ni-Crめっき (ナット「自動車部品」)	15,920K個/年	亜鉛めっき (ナット「自動車部品」)	1,621,290kg/年	無電化Niめっき (シャフト「プリンタ部品」)	13,375K個/年
業務	生産量										
Sn-Biめっき (ICリードフレーム)	1,997K個/年										
Ni-Crめっき (ナット「自動車部品」)	15,920K個/年										
亜鉛めっき (ナット「自動車部品」)	1,621,290kg/年										
無電化Niめっき (シャフト「プリンタ部品」)	13,375K個/年										
(3) 製造工程フローシート	図1～5を参照 (特別管理産業廃棄物の発生工程のみ)										
(4) 工場配置図	図6を参照										
(5) 事業展望	現状維持。										
(6) 廃棄物処理フロー	図7を参照										
(7) 連絡先	担当 : 管理部 環境管理課 電話番号 : 0978-33-3533 (代表)										
3. 計画期間	平成30年 4月 1日 から 平成31年 3月 31日										

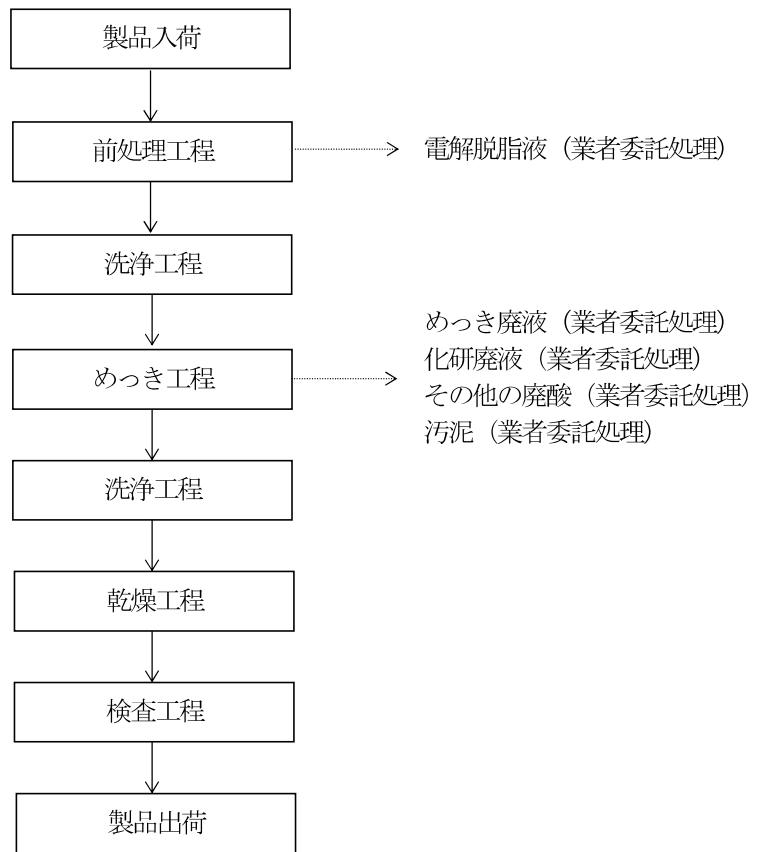


図1. ICリードフレーム外装めっき工程フローシート

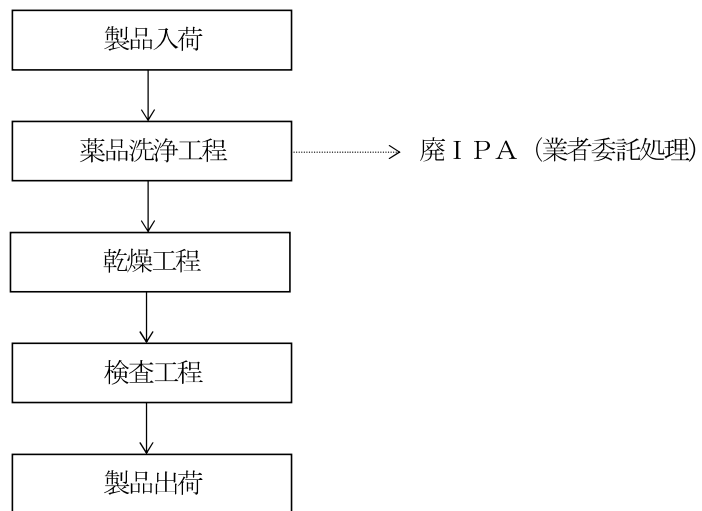


図2. 洗浄作業工程フローシート

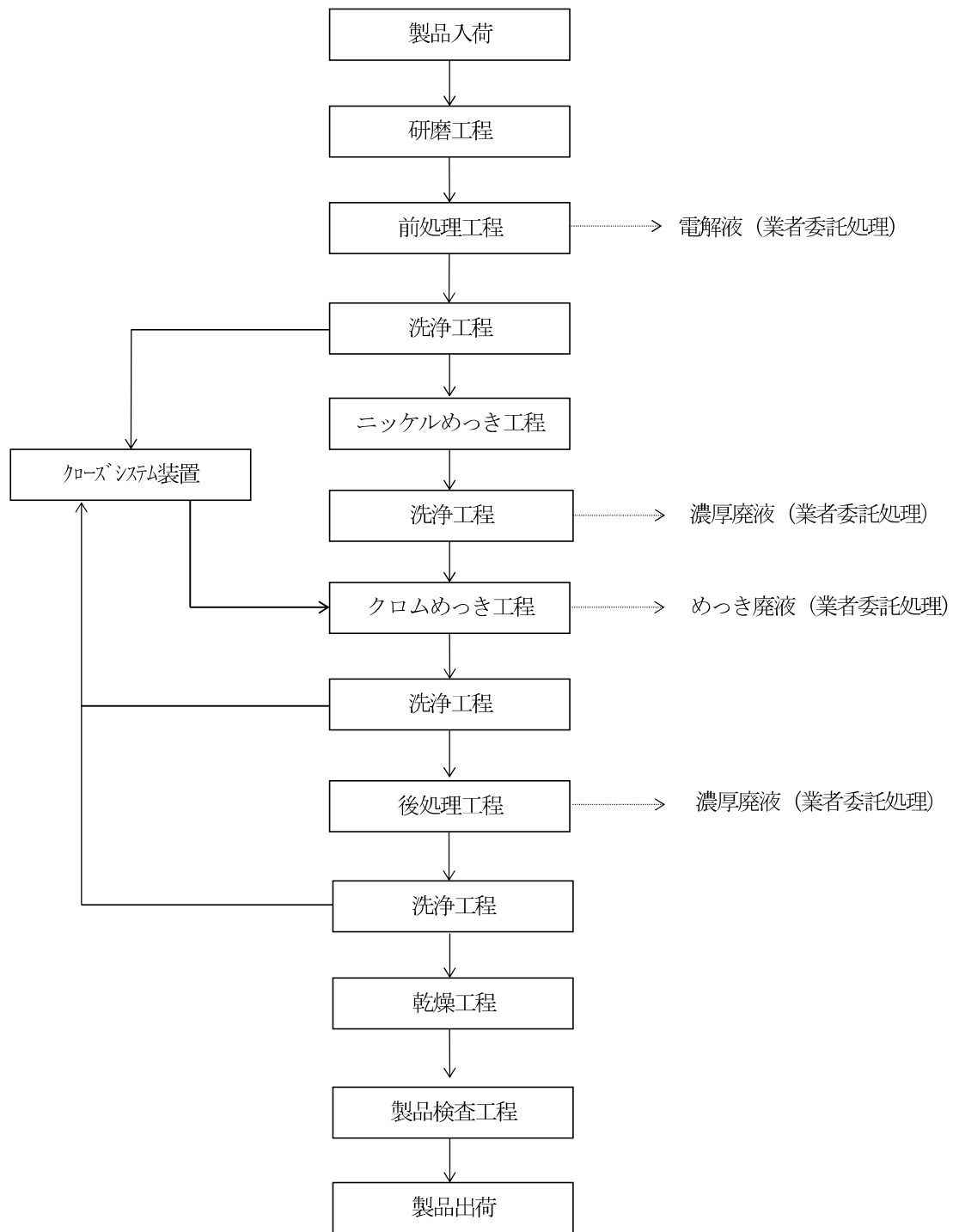


図3. ニッケルクロムめっき工程フローシート

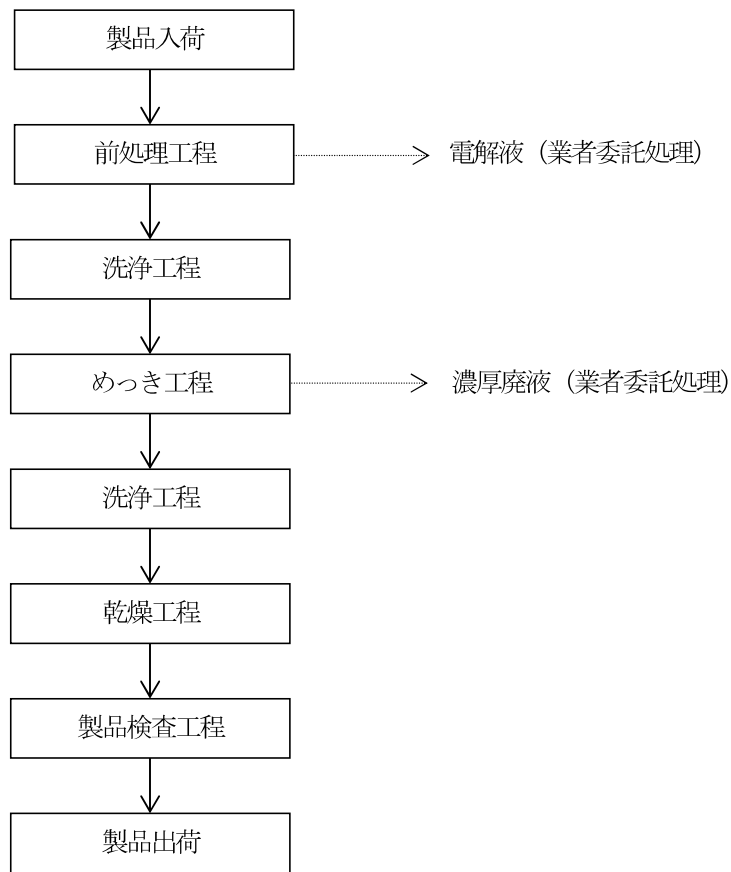


図4. 亜鉛めっき工程フローシート

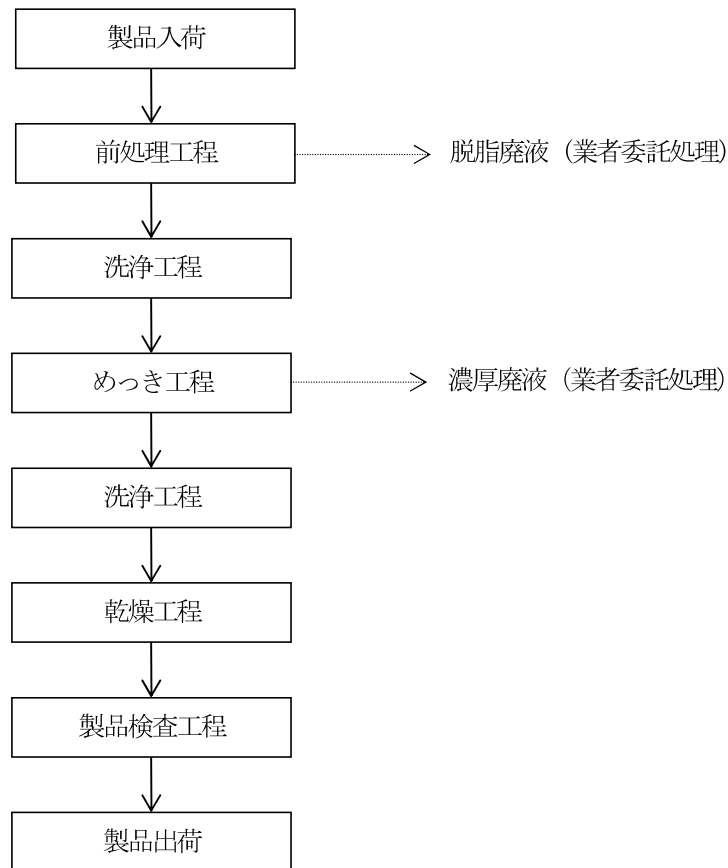
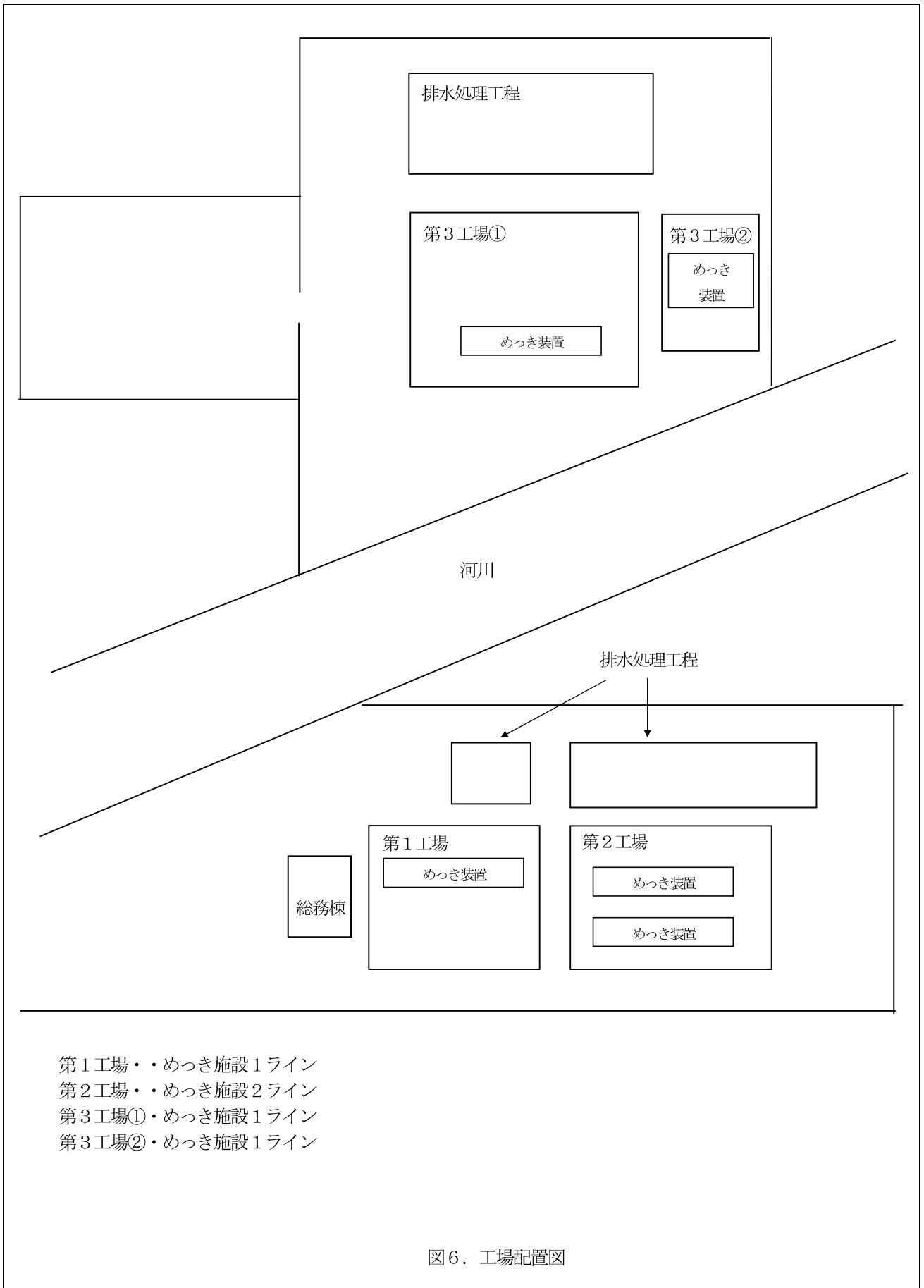


図5. 無電解Niめっき工程フローシート



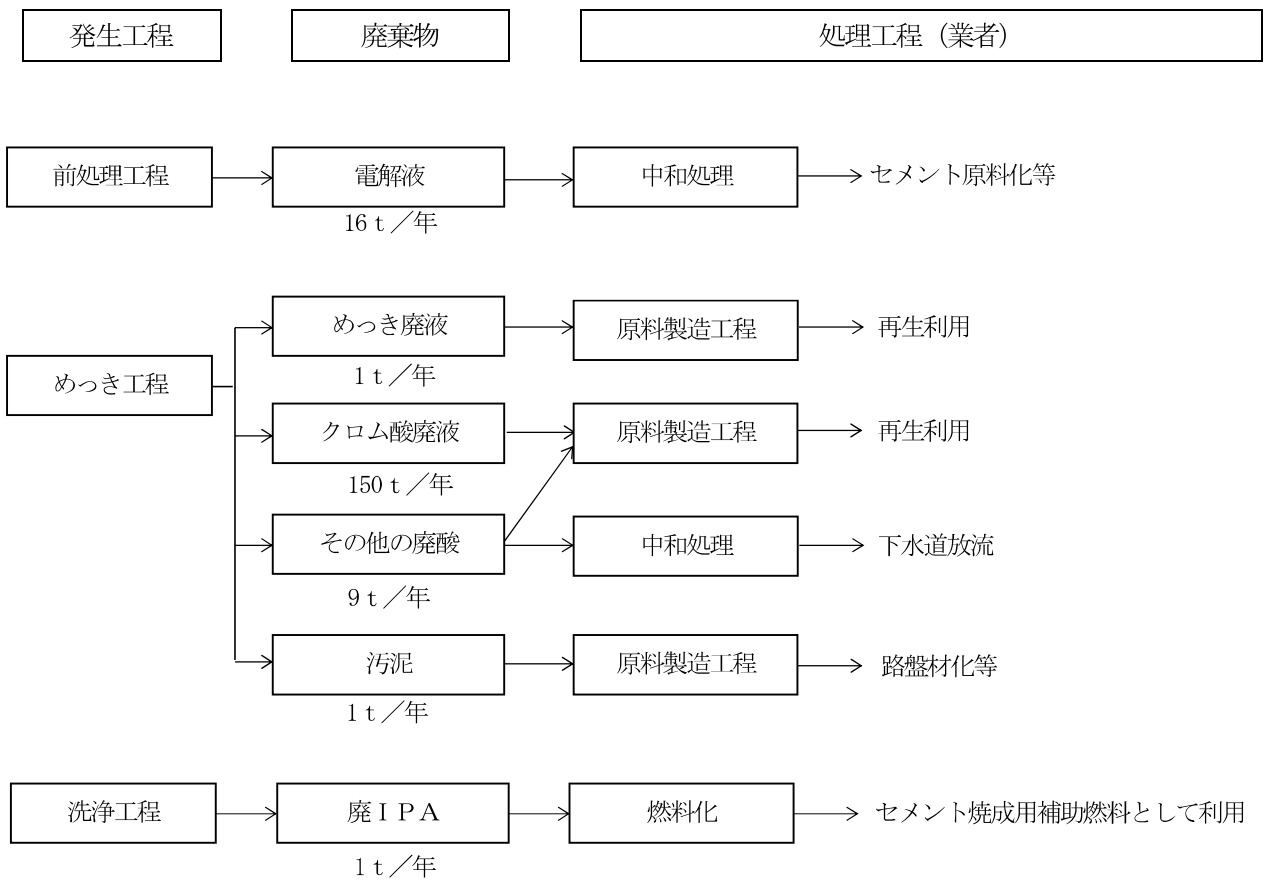


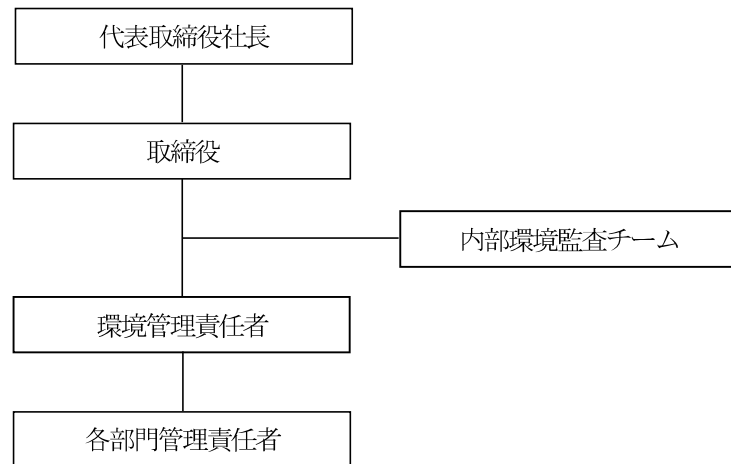
図7. 廃棄物処理フロー図

4. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 管理体制

廃棄物管理担当部門		管理部 環境管理課 組織人員 8名
役割	品質／環境会議	廃棄物全般に関する検討 発生状況・処理に関する情報の展開・その他必要事項の検討 議長：社長 副議長：取締役・環境管理責任者 委員：法的管理責任者・部門責任者 事務局：環境管理課
	法的管理責任者 (特別管理産業廃棄物 管理責任者)	特別管理産業廃棄物の排出状況の把握・保管状況の確認 特別管理産業廃棄物の適正な委託の実施 特別管理産業廃棄物に関する行政への報告
	環境管理課	産業廃棄物の日常管理 (受け入れ・保管)・保管状況の点検 産業廃棄物の委託準備及び積み込み作業

環境管理組織





(2) 管理体制の強化	<p>①管理体制 社内で発生する産業廃棄物は、発生部門ごとに一時的な管理を行ない、全体管理は環境管理課が主管となり実施している。管理又は処分方法についての重要事項は、環境管理委員会にて審議決定とする。</p>
	<p>②管理方法 排出物管理規程及び廃棄物委託標準を基に管理を実施。</p>
(3) 教育・研修	<p>社内での特別管理産業廃棄物の取扱い等については、計画的に教育を実行。社外講習・資格については情報収集を行ない、必要に応じて参加を行う。 廃棄物関係法令等は、まとめて文書化し、全従業員が見られるようにしている。 廃棄物処理施設（委託業者）についても、定期的な視察（見学）を実施し、情報交換を行ない情報収集に努める。</p>
(4) 情報公開	<p>廃棄物については、廃棄物発生量、分別方法、保管状況については情報公開の要請があればいつでも公開できる状況にある。</p>
5. 廃棄物の処理に関する事項（排出の抑制、分別、再生利用に関する事項を含む）	
(1) 基本的事項	<p>①産業廃棄物の適性処理を確保するため、関連法令、その他規制を順守するとともに、行政の環境施策に協力する。 ②発生した産業廃棄物は自らの責任において処理することを原則とし、処理業者への委託時は収集運搬から処分に至るまで管理する。 ③発生量の削減については、事業活動の状況に応じて、目標数値及びその達成時期を設定し取り組む。また、この取組みは定期的な見直しを行ない、継続して取り組むこととする。 ④産業廃棄物の処理については、次に掲げる事項を実施する。 ・環境への負荷を考慮した材料等の購入。 ・産業廃棄物の資源化、燃料利用とする処理業者の確保。 ・処理内容、処理場を確認し、処理業者と適正な委託契約を締結する。 ・特別管理産業廃棄物の適性処理を確保する。</p>
(2) 廃棄物処理の現状	<p>①当社で発生する廃棄物は、特別管理産業廃棄物、産業廃棄物、一般廃棄物、有価物と分類し名称別に分別すると59項目に分類されている。全体発生量は、384.51t/年（平成29年度実績）である。 特別管理産業廃棄物の発生量は166.46t/年、産業廃棄物の発生量は217.27t/年となる。これらについては、大分県、福岡県、北九州市及び山口県にて資源化を目的とした処分を実施しています。 昨年度の委託処理における資源化率（一般廃棄物を含め）としては、72.7%である。 ②特別管理産業廃棄物の種類別発生、今後の課題を以下に示す。 特別管理産業廃棄物の種類別発生状況を、下表に示す。今後の課題としては、業種柄少量多品種の発生状況があり、管理が難しい状況もあり、また処理コストも高くなっている。こういった管理面やコストが今後の課題となる。</p>

表. 特別管理産業廃棄物の発生量及び処理量の実績 (平成29年度)

産業廃棄物の種類		発生量	処理状況		備考
			処分量	処理方法	
汚泥	めっき汚泥	0.0	0.0	溶出後還元	
廃酸	めっき廃液	143,610.0	143,610.0	還元 中和	
	研磨液	6,130.0	6,130.0	中和	
	その他の廃酸	0.0	0.0	中和	
廃アルカリ	脱脂液	16,720.0	16,720.0	中和	
	めっき廃液	0.0	0.0	中和	
廃油	廃IPA	0.0	0.0	燃料化	
	その他の廃油	0.0	0.0	燃料化	
合計		166,460.0	166,460.0		

\*数量単位はkgです

(3) 目標の設定	目標の設定については、(1)の基本的事項で記述したとおり、事業活動の状況に応じて取り組むこととする。 また、手順化された業務は確実に実行することとする。
(4) 廃棄物の処理に係る情報の収集・管理	大分県環境保全協議会への参画。また、処分業者又は収集運搬業者と定期的に情報交換を行ない、情報の収集に努める。環境管理課においては、関係法令等の情報を収集し、取りまとめを行ない全部門に展開する。
(5) 中長期的課題	特別管理産業廃棄物の管理者育成、発生抑制に関する取組み。
6. 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	
	現在の取組み内容としては 各工程 薬品管理、不良率の低減また設備改善に関する取組みを行ない、排出量の削減を目指す。
7. 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項	
	従来とおり分別表に従った分別を実行する。
8. 特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項	
	すでに全ての種類について実施しているので、現状を維持する。